

転出される方へ（ご案内）

新しい住所に移った日から14日以内に新住所地で転入届を行ってください。

【転入届に必要なもの】

- 転出証明書（又は個人番号カード）
- 運転免許証等の本人確認書類
- 印鑑

※外国人住民の方は、在留カード又は特別永住者証明書もお持ちになり、手続きをしてください。

【転出入時の手続き】 ※詳しくは弥彦村又は新住所地でお問い合わせください

制 度	転出される時の手続き	新住所地での手続き
印鑑登録	転出予定日に登録が廃止になります。 転出予定日の前日までに印鑑証明が必要になった場合は、印鑑登録証と転出証明書を窓口にお持ちください。	必要に応じて、新住所地で登録手続きを行ってください。
通知カード	【海外転出の場合のみ】 通知カードをお持ちください。返納手続きを行います。カードは失効となりますが、国外でマイナンバーを知る手段として、お返しいたします。	通知カードをお持ちください。裏面に新住所の記載を行います。
個人番号カード （マイナンバーカード） 又は 住民基本台帳カード （住基カード）	【転出・転入の特例を受けられます】 ・カードを提示して転出届をしていただきますと、新住所地での転入届の際に、カードを提示し、暗証番号を入力していただくことで、「転出証明書」の提出をせず、転入届ができます。また、新住所地でも引き続きカードを利用していただくことができます（転出日が14日以上さかのぼる場合はできません）。 ・個人番号カードの申請中で、受取り前に転出する方は、新住所地で再度申請が必要となります。	【転入の特例・カードの継続利用の手続き】 ・新住所地の窓口で、引っ越してから14日以内（転出予定日より30日以内であること）にカードをお持ちになり、転入届をしてください（暗証番号の入力が必要です）。 ・上記の転入届出後90日以内にカードの継続利用手続きをしていただきますと、引き続きカードを利用することができます。ご本人がカードの暗証番号の入力をする必要があります。 ※弥彦村で個人番号カードを申請していた場合、再度申請をしていただく必要があります。窓口でご相談ください。
電子証明書	署名用は住所の変更により自動的に失効になります。利用者証明用は失効しませんので、引き続き利用できます。	署名用は必要に応じて手続きを行ってください。 ※住基カードには新たに電子証明書を搭載できません。
国民健康保険	・届出時に保険証を返納してください。 ・保険税の精算について説明、相談させていただきます。 ・現在、病院にかかっている方で健康保険の内容が変わる方は必ず病院に連絡してください。	すみやかに加入手続きを行ってください。
年金	国民年金 （1号被保険者）	海外へ転出される場合は、届出が必要です。
	既に 年金を受給している方	国民年金や厚生年金を受給されている方の住所変更の届出は、住基ネットの活用により原則不要ですが、一部必要な方もおられます。届出が必要かご不明な方は日本年金機構年金事務所へお問い合わせください。
後期高齢者医療制度 ・満75歳以上の方 ・65歳以上の一定の障害のある方	・被保険者証をお返しください。 ・県外に転出される方は「負担区分等証明書」の交付申請をしてください。 ・満65歳以上の方で障害認定を受けておられる方、特定疾病療養受療証の交付を受けておられる方は認定証明書の交付申請をしてください。	・新住所地で被保険者証を発行してもらってください。 ・「負担区分等証明書」（障害認定及び特定疾病の証明書の交付を受けた方は証明書）を持参して手続きを行ってください。

保育園や小中学校にお子さんがある場合 ↓ 教育委員会（役場庁舎となり）(0256-94-1021)
 課税されている場合 ↓ 税務課(0256-94-3134) 水道関係について ↓ 燕・弥彦総合事務組合水道局(0256-64-7400)

裏面もお読みください。

制 度		転出される時の手続き	新しい住所地での手続き
医 療 費 助 成	子ども	受給者証をお返してください。	制度が都道府県及び市区町村で異なりますので、新住所地の市区町村の医療費助成担当課へお問い合わせください。 必要であれば弥彦村発行の所得・課税証明書をお持ちください。
	妊産婦		
	重度心身障害者		
	ひとり親家庭等		
障害者医療 自立支援医療 (精神通院)		受給者証をお持ちになり、ご相談ください。	新住所地の担当窓口で手続きを行ってください。
児 童 手 当 (中学校3年生まで)		印鑑をお持ちください。 ☆対象の子どもが転出される場合のほか、受給されている保護者の方のみが転出される場合も届出が必要です。	新住所地の児童手当担当窓口へお問い合わせください。
児童扶養手当		印鑑と証書をお持ちください。 ☆世帯員の一部が転出される場合、世帯員すべてが転出される場合のどちらの場合も届出が必要です。	新住所地の児童扶養手当担当窓口へお問い合わせください。
特別児童扶養手当		印鑑と証書をお持ちください。	新住所地の特別児童扶養手当担当窓口へお問い合わせください。
介 護 保 険		弥彦村の保険証をお持ちの方は届出時に保険証をお返してください。保険料の精算について説明させていただきます。 また、要介護・要支援認定を受けている方には「受給資格証明書」を交付します。 弥彦村外への転出先が特別養護老人ホームなどの介護保険施設の場合は、お申し出ください。	転入してから14日以内に加入手続きを行ってください。 なお、「受給資格証明書」の交付を受けた方は転入の日から14日以内に介護保険の窓口へ提出してください。
福祉のサービス		緊急通報システム、紙おむつ支給など、福祉のサービスを受けている場合はお申し出ください。	制度が都道府県及び市区町村で異なりますので、新住所地の担当窓口へお問い合わせください。
身体障害者手帳/療育手帳/精神障害者保健福祉手帳		印鑑と手帳をお持ちください。	新住所地の担当窓口で手続きを行ってください。
妊婦一般健康診査受診票		転出後は使用できません。また妊婦健診を新潟県外で受診された場合の払い戻し申請は、転出の手続きをする前に行ってください。	妊婦の方は、新住所地で、母子健康手帳を持参し、手続きを行ってください。
犬を飼っている方		住所の変更届の手続きがありますので、お申し出ください。建設企業家で手続きがあります。	新住所地で登録の手続きを行ってください。